

配偶者暴力等に関する保護命令手続規則（原文は縦書き）

平成一三年七月二七日最高裁判所規則第七号

改正 平成一六年一〇月二〇日同第一七号

同一九年十一月二八日同第一三号

同二五年十一月一三日同第七号

令和六年二月一日同第一号

令和六年九月一七日同第一四号

配偶者暴力に関する保護命令手続規則を次のように定める。

配偶者暴力等に関する保護命令手続規則

（平二五最裁規七・改称）

（保護命令の申立書の記載事項等・法第十二条）

第一条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）、同条第二項から第四項までの規定による命令及び法第十条の二の規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立書（法第十二条第一項又は第二項の書面をいう。）には、法第十二条第一項各号又は第二項各号（法第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者の氏名及び住所

二 代理人の氏名及び住所

三 申立ての趣旨及び理由

四 法第十条第三項に規定する子の氏名及び出生の年月日（同項の規定による命令（以下「三項命令」という。）の申立てをする場合に限る。）

五 法第十条第四項に規定する親族等の氏名及び被害者との関係並びに当該親族等が被害者の子である場合には出生の年月日（同項の規定による命令の申立てをする場合に限る。）

六 保護命令の申立てに係る事件（以下「保護命令事件」という。）のうち、既に係属するもの（接近禁止命令の申立てをした後に法第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立てをする場合に限る。）又は既に保護命令が発せられたもの（当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの身体に対する暴力若しくは生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫と同一の事実を理由として再度の申立てをする場合又は接近禁止命令が発せられた後に法第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立てをする場合に限る。）の表示

2 法第十条第三項ただし書に規定する子の同意及び同条第五項に規定する親族等の同意は、書面でなければならない。

3 次に掲げる書面は、第一項の申立書に添付しなければならない。

一 前項の書面

二 法第十条第五項の規定により法定代理人が同意をするときは、代理権を証する書面

（平一六最裁規一七・平一九最裁規一三・平二五最裁規七・令六最裁規一・一部改正）

（保護命令事件における期日の呼出し）

第二条 裁判所書記官は、保護命令事件において口頭弁論又は審尋の期日の呼出しがされたときは、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならない。

(保護命令事件における調書の省略等)

第三条 第十一条の十二において読み替えて準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第六十七条第一項の規定にかかわらず、保護命令事件における口頭弁論の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人若しくは当事者本人の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。

2 前項の規定により調書の記載を省略する場合において、裁判長の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、録音装置を使用して同項の陳述を録取しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、録音体の複製を許さなければならない。

3 前項の録音体又はその複製物は、当事者の裁判上の利用にのみ供するものとする。

4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一百六十条第一項（第十一条の十二において準用する民事訴訟規則第七十八条において準用する場合に限る。）の規定にかかわらず、保護命令事件における審尋の調書は、作成することを要しない。ただし、当該審尋の期日において、保護命令の言渡し若しくは保護命令の申立ての取下げがされたとき又は裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

(令六最裁規一・令六最裁規一四・一部改正)

(保護命令事件における主張書面の提出及び書証の申出の方法等)

第四条 保護命令事件において当事者の主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、当該主張書面の写し一通を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判所の定める期間内に提出すれば足りる。

2 保護命令事件において文書を提出して書証の申出をするには、これと同時に、当該文書の写し二通を提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 裁判所書記官は、第一項の主張書面の写し及び前項の文書の写し二通のうち一通を他方の当事者に送付しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、裁判所書記官は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日が指定されるまでの間は、同項の規定による送付をしてはならない。この場合において、裁判所書記官は、当該期日が指定されたときは、遅滞なく、同項の規定による送付をしなければならない。

(保護命令の申立てについての決定・法第十五条)

第五条 保護命令の申立てについての決定は、決定書を作成してしなければならない。

2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

一 事件の表示

二 当事者及び代理人の氏名

三 保護命令を発する場合にあっては、当事者の住所

四 主文

五 理由又は理由の要旨

六 決定の年月日

七 裁判所の表示

3 第一項の決定書に理由を記載する場合には、主要な争点及びこれに対する判断を示さなければならない。

4 第一項の決定書には、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ないで保護命令を発する場合を除き、主張書面を引用することができる。

(保護命令の申立ての取下げの方式等)

第六条 保護命令事件における保護命令の申立ての取下げは、口頭弁論又は審尋の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

2 保護命令事件において保護命令の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、口頭弁論又は審尋の期日の呼出しを受けた相手方に対し、その旨を通知しなければならない。

(即時抗告・法第十六条)

第七条 保護命令の申立てについての裁判に対する即時抗告の抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 原決定の表示

二 当事者の氏名及び住所

三 代理人の氏名及び住所

四 抗告の趣旨及び理由

五 接近禁止命令に対する即時抗告をする場合において、法第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、その旨

2 前項の即時抗告の手續において主張書面（抗告状を含む。以下この項及び第四項において同じ。）の提出をするには、これと同時に、当該主張書面の写し一通を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判所の定める期間内に提出すれば足りる。

3 第一項の即時抗告の手續において文書を提出して書証の申出をするには、これと同時に、当該文書の写し二通を提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 裁判所書記官は、第二項の主張書面の写し及び前項の文書の写し二通のうち一通を他方の当事者に送付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経ないで保護命令の申立てを却下した決定に対する即時抗告があった場合においては、裁判所書記官は、当該期日が指定されるまでの間は、同項の規定による送付をしてはならない。この場合においては、第四条第四項後段の規定を準用する。

6 前二項の規定は、第四条第一項の主張書面の写し及び同条第二項の文書の写し（同条第三項又は第四項後段の規定により他方の当事者に送付されたものを除く。）について準用する。

7 第二条、第三条、第五条及び第六条の規定は、第一項の即時抗告の手續について準用する。

8 第六条の規定は、第一項の即時抗告の取下げについて準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論又は審尋の期日の呼出しを受けた相手方」とあるのは、「第七条第四項の規定により抗告状の写しの送付を受けた他方の当事者」と読み替えるものとする。

(平一六最裁規一七・平一九最裁規一三・令六最裁規一・一部改正)

(保護命令の効力の停止・法第十六条)

第八条 保護命令の効力の停止の申立ては、書面でなければならない。

2 第二条、第三条、第五条及び第六条第一項の規定は、前項の申立てに係る手続について準用する。

(保護命令の取消し・法第十七条)

第九条 保護命令の取消しの申立ては、書面で行わなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取消しを求める保護命令の表示

二 当事者の氏名及び住所

三 代理人の氏名及び住所

四 申立ての趣旨

五 法第十七条第一項後段の規定により保護命令の取消しの申立てをする場合にあっては、当該保護命令が効力を生じた日（法第十条第二項から第四項までの規定による命令の取消しの申立てをする場合にあっては、接近禁止命令が効力を生じた日）

六 接近禁止命令の取消しの申立てをする場合において、法第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、その旨

七 法第十七条第三項の規定により三項命令の取消しの申立てをする場合にあっては、申立ての理由、接近禁止命令が効力を生じた日及び当該三項命令が効力を生じた日

3 第二条、第三条及び第五条の規定は第一項の申立てに係る手続について、第四条第一項から第三項までの規定は前項第七号の申立てに係る手続について準用する。

4 第一項の申立ての取下げは、口頭弁論又は審尋の期日においてする場合を除き、書面で行わなければならない。

5 第二項第七号の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、第三項において準用する第四条第三項の規定により主張書面の写しの送付を受けた他方の当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

(平一六最裁規一七・平一九最裁規一三・令六最裁規一・一部改正)

(即時抗告・法第十七条)

第十条 第二条、第三条、第五条、第七条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二項から第四項まで並びに前条第四項及び第五項の規定は、同条第二項第七号の申立てについての裁判に対する即時抗告の手続について準用する。

2 第六条の規定は、前項の即時抗告の取下げについて準用する。この場合において、同条第二項中「口頭弁論又は審尋の期日の呼出しを受けた相手方」とあるのは、「第十条第一項において準用する第七条第四項の規定により抗告状の写しの送付を受けた他方の当事者」と読み替えるものとする。

(令六最裁規一・追加)

(催告)

第十一条 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

2 前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

(令六最裁規一四・追加)

(送達すべき書類の提出に代えて調書を作成した場合に送達すべき書類) 第十一条の二  
送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付し  
て送達をする。

(令六最裁規一四・追加)

(呼出状の公示送達)

第十一条の三 呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

(令六最裁規一四・追加)

(決定及び命令の方式)

第十一条の四 決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければ  
ならない。

(令六最裁規一四・追加)

(事件の記録の閲覧等)

第十一条の五 第十一条の十二において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、  
第五項本文又は第六項の規定により文書その他の物件から秘匿事項記載部分を除いたもの  
が提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出された  
ものによってさせることができる。

2 第十一条の十二において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、  
法第二十一条において準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項の規定による届出に係  
る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条において準  
用する民事訴訟法第三百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部  
分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限  
る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出  
されたものによってさせることができる。

(令六最裁規一四・追加)

(申立書の却下の命令に対する即時抗告等)

第十一条の六 申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下され  
た申立書を添付しなければならない。

2 前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

(令六最裁規一四・追加)

(証人の宣誓)

第十一条の七 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。  
証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを  
朗読させなければならない。

2 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する  
署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

3 前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加  
えないことを誓う旨を記載しなければならない。

(令六最裁規一四・追加)

(鑑定人の宣誓)

第十一条の八 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

(令六最裁規一四・追加)

(受命裁判官等の証拠調べの調書)

第十一条の九 受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十一条の十二において読み替えて準用する民事訴訟規則第四百二十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

(令六最裁規一四・追加)

(更正決定の方式)

第十一条の十 更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

(令六最裁規一四・追加)

(特別抗告等を提起する場合における費用の予納)

第十一条の十一 法第二十一条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十一条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

(令六最裁規一四・追加)

(民事訴訟規則の準用)

第十一条の十二 この規則に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三條の三、第三十三條の四第二項から第四項まで、第三十三條の五、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十

一条第二項及び第三項の規定を除く。)を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(令六最裁規一・令六最裁規一四・一部改正)

(この規則の準用・法第二十八条の二)

第十二条 前各条の規定は、法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力(同条に規定する暴力をいう。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、第一条第一項第五号中「被害者との」とあるのは「被害者(法第二十八条の二に規定する関係にある相手(次号において「特定関係者」という。)からの暴力を受けた者をいう。以下この号において同じ。)との」と、同項第六号中「配偶者」とあるのは「特定関係者」と読み替えるものとする。

(平二五最裁規七・追加・令六最裁規一・一部改正)

附則

この規則は、平成十三年十月十三日から施行する。

附則(平成一六年一〇月二〇日最高裁判所規則第一七号)

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十四号)の施行の日(平成十六年十二月二日)から施行する。

附則(平成一九年十一月二八日最高裁判所規則第一三号)

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十三号)の施行の日(平成二十年一月十一日)から施行する。

附則(平成二五年一月一三日最高裁判所規則第七号)

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第七十二号)の施行の日(平成二十六年一月三日)から施行する。

附則(令和六年二月一日最高裁判所規則第一号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十条の改正規定は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和六年三月一日)から施行する。

附則(令和六年九月一七日最高裁判所規則第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行の日=令和八年五月二一日)

別表(第十一条の十二関係)(令六最裁規一四・追加)

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同	調書を作成し、記名押印しなけれ
--------	---	-----------------

	じ。)に備えられたファイル(第三十三条の三(電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等)第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。)に記録しなければ	
第三条の二第一項	電子判決書	判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面
第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第二百二十二条の二第二項及び第二百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ
第三十三条第一項	訴訟記録の閲覧等の請求又は法第九十一条の三(訴訟に関する事項の証明)に規定する訴訟に関する事項を証明した書面の交付若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付、その複製又は事件に関する事項の証明書の交付
第三十三条第二項	訴訟記録の閲覧等の請求は、訴訟記録	請求(事件に関する事項の証明書の交付の請求を除く。)は、事件の記録
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第一百六条第三項、第一百八条第二項、第二百二十二条の二第二項、第二百二十二条の三第二項、第四百四十二条及	電子調書	調書

び第四百四十六條第一項		
第四十七條第一項	書類又は電磁的記録	書類
第四十八條第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十條の二	電子決定書（法第二百二十二條（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二條（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であつて、決定に係るものをいう。第六十七條（口頭弁論に係る電子調書の実質的記録事項等）第一項第七号及び第六十條（判決の更正決定等の方式）第一項において同じ。）	決定書
	電子調書に記録させる	調書に記載させる
第六十六條第二項	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ
第六十六條第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
	記録すれば	記載すれば
第六十七條第一項	記録し	記載し
第六十七條第一項第六号及び第八十四條	記録	記載
第六十七條第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第二百二十二條（判決に関する規定の準用）において準用する法第二百五十二條（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であつて、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七條第三項	記録する	記載する
第六十七條第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八條第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
	電子調書の記録	調書の記載
第六十八條第二項	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ

第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において相当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ
第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書
第八十条第三項	第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書
第一百八条第一項	電子呼出状	呼出状
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ
第一百十六条第三項	の作成に用いる場合	への添付
第一百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ
第一百二十七条	前節（証人尋問）	前節及び配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の七
第一百三十四条	第一百八条（電子呼出状の記録事項等）	配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の十二において読み替えて準用する第一百八条第一項
	の電子呼出状	の呼出状
	第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則第十一条の七第一項及び第二項
第一百四十二条	記録すべき	記載すべき
第一百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、
第一百四十六条第二項及び第一百五十一条	第一百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の十二において読み替えて準用する第一百四十二条及び同規則第十一条の九
	電子調書について	調書について
第一百四十七条	第一項から第三項まで及び第三十七条の二から前条まで	から前条まで（第三十七条第三項及び第四項並びに第一百四十三条第三項を除く。）
	の規定	及び配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九の規定
第一百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子	当該電磁的記録

	情報処理組織) 第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	
	電磁的記録をいう	書面をいう
第四百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第四百四十九条の二第二項及び第四百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第四百四十九条の四	提出等)	提出等) 並びに配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九
	読み替える	、配偶者暴力等に関する保護命令手続規則第十一条の九中「同条の文書の写し」とあるのは「第十一条の十二において読み替えて準用する同規則第四百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第五百五十九条第一項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達（法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項第二号に掲げる方法による電子判決書の送達を除く。）は、	判決書の送達は、裁判所書記官が判決書の交付を受けた日又は
第八百八十四条及び第八百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第八百八十九条第一項	電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	上告提起通知書
第八百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第九百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第九百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第九十九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第三百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第九百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条	抗告提起通知書

	第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。)	
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書